

議案第22号

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

多可町営住宅管理条例（平成17年多可町条例第180号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町営住宅管理条例（平成17年多可町条例第180号）の一部を次のように改正する。
目次中「第71条」を「第72条」に改める。

第9条第5項中「寡婦」の次に「（寡夫）」を加える。

第43条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第71条を第72条とし、第70条を第71条とし、第69条を第70条とし、第68条の次に次の1条を加える。

（町営住宅の目的外使用）

第69条 町長は、町営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない場合であつて、使用を希望する者（現に同居し、又は同居をしようとする親族を含む。以下同じ。）が、Uターン、Iターン等（定住することを目的として町に転入することをいう。）をしようとする者であるときは、あらかじめ、2年を超えない範囲内において規則で定める期間を限って町営住宅の使用を許可することができる。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する国土交通大臣による処分の承認を受けた町営住宅に限る。

2 前項の規定による使用の資格及び手続は、規則で定める。

3 第1項の規定による許可を受けた者（次項において「目的外使用者」という。）は、近傍同種の住宅の家賃の額以下で、規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

4 目的外使用者による町営住宅の使用については、第23条から第35条まで、第43条及び第50条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居」とあるのは「使用」と、「入居者」とあるのは「目的外使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第23条中「入居者から第12条第4項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日（第39条第1項又は第46条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、）」とあるのは「使用開始可能日から当該目的外使用者が町営住宅を明け渡した日、」と、「に入居」とあるのは「を使用」と、第43条第1項中「各号のいずれか」とあるのは「第2号から第11号まで」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

多可町営住宅管理条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>目次 第5章 補則 (第68条～<u>第71条</u>)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えているもの及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに普通町営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当てをした普通町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(入居の許可の取消し等)</p> <p>第43条 (略) 2 (略)</p> <p>3 町長は、第1項第4号の規定に該当することにより普通町営住宅の入居者に対して同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>目次 第5章 補則 (第68条～<u>第72条</u>)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦 (<u>寡夫</u>)、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えているもの及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに普通町営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当てをした普通町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(入居の許可の取消し等)</p> <p>第43条 (略) 2 (略)</p> <p>3 町長は、第1項第4号の規定に該当することにより普通町営住宅の入居者に対して同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(町営住宅の目的外使用)</p> <p>第69条 <u>町長は、町営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない場合であって、使用を希望する者(現に同居し、又は同居をしようとする親族を含む。以下同じ。)</u>が、Uターン、Iターン等(定住することを目的として町に転入することをいう。)をしようとする者であるときは、あらかじめ、2年を超えない範囲</p>

現 行	改 正
<p>(敷地の目的外使用) 第69条 (略)</p> <p>(委任) 第70条 (略)</p> <p>(罰則) 第71条 (略)</p>	<p>内において規則で定める期間を限って町営住宅の使用を許可することができる。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する国土交通大臣による処分の承認を受けた町営住宅に限る。</p> <p><u>2 前項の規定による使用の資格及び手続は、規則で定める。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による許可を受けた者（次項において「目的外使用者」という。）は、近傍同種の住宅の家賃の額以下で、規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>4 目的外使用者による町営住宅の使用については、第23条から第35条まで、第43条及び第50条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居」とあるのは「使用」と、「入居者」とあるのは「目的外使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第23条中「入居者から第12条第4項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日（第39条第1項又は第46条第1項の規定による明け渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、）」とあるのは「使用開始可能日から当該目的外使用者が町営住宅を明け渡した日、」と、「に入居」とあるのは「を使用」と、第43条第1項中「各号のいずれか」とあるのは「第2号から第11号まで」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(敷地の目的外使用) 第70条 (略)</p> <p>(委任) 第71条 (略)</p> <p>(罰則) 第72条 (略)</p>